

廃棄物処理法の政省令改正（水銀関係）の概要について

○はじめに

「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月 16 日に発効しました。

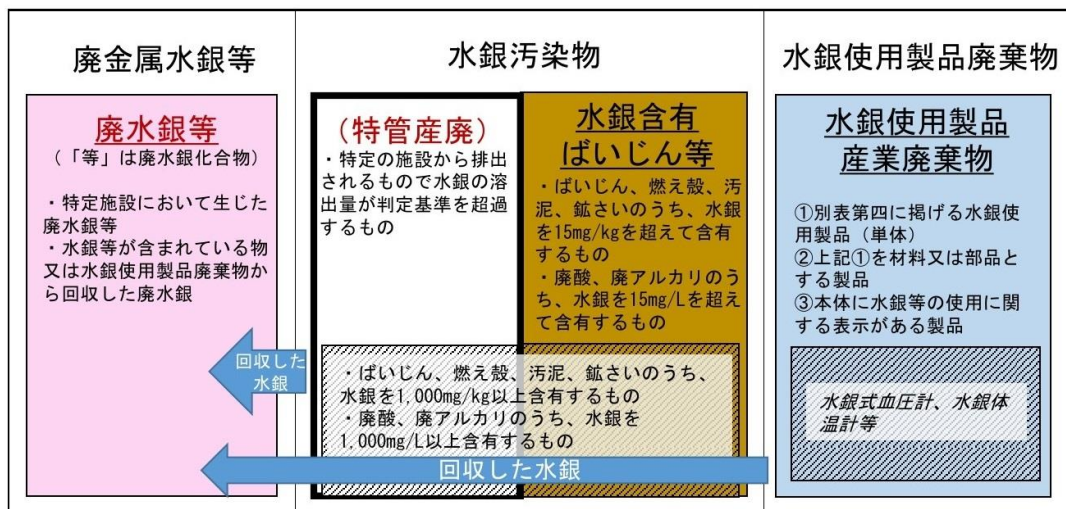
水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し、有価物として流通していた水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されます。

これを受けて、廃棄物処理法でも、水銀廃棄物関係の政省令が改正され、平成 29 年 10 月 1 日に全面施行されます。

○廃棄物処理法施行令等の改正概要

特別管理産業廃棄物については、その種類に「廃水銀等」が追加されました。


産業廃棄物については、20 種類の区分に変更はありませんが、「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」が新たに定義され（石綿含有産業廃棄物と同様の位置付け）、それぞれに処理基準等が追加されました。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

赤文字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

【（特別管理）産業廃棄物処理業許可への影響】

<p>廃水銀等 （特別管理産業廃棄物）</p>	<p>改正政令施行日（平成 28 年 4 月 1 日）以降、施行の際の取り扱いの有無に関わらず、事業範囲に廃水銀等を含む特別管理産業廃棄物処理業許可を受けなければ、その処理を受託できない。</p>
<p>水銀使用製品産業廃棄物 水銀含有ばいじん等 （産業廃棄物）</p>	<p>改正省令の施行（平成 29 年 10 月 1 日）の際、これらを現に取り扱っている産業廃棄物処理業者は、処理基準を遵守して処理している場合、事業範囲の変更許可を受けることなく、その処理を受託できる。</p>

1 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）について

(1) 廃水銀等の対象

① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）

1. 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	6. 大学及びその付属試験研究機関	10. 検疫所
2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設	7. 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	11. 動物検疫所
3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設	8. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	12. 植物防疫所
4. 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設	9. 保健所	13. 家畜保健衛生所
5. 国又は地方公共団体の試験研究機関		14. 検査業に属する施設
		15. 商品検査業に属する施設
		16. 臨床検査業に属する施設
		17. 犯罪鑑識施設

赤字：平成 29 年 10 月 1 日から追加されるもの

② 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※ 廃水銀等を処分するために処理したのもも特別管理産業廃棄物に該当

(2) 追加される処理基準等

項目	追加される処理基準等
保管 収集・運搬	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置 ②高温にさらされないための措置 ③腐食防止措置
中間処理	廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により 硫化・固型化
最終処分	<p>廃水銀等を処分するために処理した物が、埋立判定基準（溶出試験で水銀 0.005mg/L 以下）を</p> <p>満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場</p> <p>満たす場合 ⇒ <u>追加的措置</u>を講じた管理型最終処分場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>管理型最終処分場の追加的措置</p> <p>① 処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置</p> <p>② その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置</p> <p>③ 埋め立てる処理物が流出しないようにする措置</p> <p>④ 埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置</p> </div>

※保管、収集・運搬に係る処理基準等は平成 28 年 4 月 1 日から施行

2 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）について

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象

次の区分①～③の製品が産業廃棄物になったもの

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1 水銀電池		20 ホイラ(二流体サイクルに用いられるもの)	
2 空気亜鉛電池		21 灯台の回転装置	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの)	×	22 水銀トリム・ヒール調整装置	
4 蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)	×	23 水銀抵抗原器	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	24 差圧式流量計	
6 放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)	×	25 傾斜計	
7 農薬		26 周波数標準機	×
8 気圧計		27 参照電極	
9 湿度計		28 握力計	
10 液柱形圧力計		29 医薬品	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のもの)	×	30 水銀の製剤	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のもの)	×	31 塩化第一水銀の製剤	
13 真空計	×	32 塩化第二水銀の製剤	
14 ガラス製温度計		33 よう化第二水銀の製剤	
15 水銀充満圧力式温度計	×	34 硝酸第一水銀の製剤	
16 水銀体温計		35 硝酸第二水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		36 チオシアン酸第二水銀の製剤	
18 温度定点セル		37 酢酸フェニル水銀の製剤	
19 顔料	×		

注)No.19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する

(2) 上記(1)のうち、水銀回収が義務付けられる産業廃棄物

1 スイッチ及びリレー	11 水銀式血圧計
2 気圧計	12 灯台の回転装置
3 湿度計	13 水銀トリム・ヒール調整装置
4 液柱形圧力計	14 差圧式流量計
5 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	15 浮ひょう形密度計
6 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	16 傾斜計
7 真空計	17 積算時間計
8 ガラス製温度計	18 ひずみゲージ式センサ
9 水銀充満圧力式温度計	19 電量計
10 水銀体温計	20 ジャイロコンパス
	21 握力計

(3) 追加される処理基準等

項目	追加される処理基準等
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 水銀回収義務付け対象物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により水銀回収 安定型最終処分場への埋立禁止

3 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）について

(1) 水銀含有ばいじん等の対象

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

※ 従来からの特別管理産業廃棄物（特定有害）に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない

(2) 上記(1)のうち、**水銀回収が義務付け**られる産業廃棄物

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

※ 従来からの特別管理産業廃棄物（特定有害）についても、上記の条件に該当するものは、水銀回収を義務付け

(3) 追加される処理基準等

項目	追加される処理基準等
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 水銀回収義務付け対象物については、ばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱工程により水銀回収

※ 保管及び収集・運搬に係る処理基準の追加はないが、常温で揮発する水銀の特性に鑑み、「水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月 環境省）」では次の措置を検討、実施するよう記されている。

ア 蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等の措置

イ 高温にさらされないための必要な措置

4 その他の基準、留意事項等

- 廃水銀等、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合、保管場所の掲示板に「保管する産業廃棄物の種類」として、これらが含まれることを記載しなければなりません。
- 帳簿の備え等が必要な排出事業者や処理業者は、帳簿の記載に際して廃水銀等、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにしなければなりません。
- 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理を委託しようとする場合には、委託先の産業廃棄物処理業者の許可証の『取り扱う産業廃棄物の種類』の欄に「金属くず、ガラス陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む。）」のように、これらを含む旨の記載があることを確認しなければなりません。（平成 29 年 9 月以前から許可を有していた産業廃棄物処理業者等の許可証には、当分の間、「水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む（除く）」の記載がない場合がありますので、その場合には、その産業廃棄物処理業者に水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の取扱いの可

否を確認してください。)

また、委託契約書やマニフェストには、これらが含まれる旨を記載しなければなりません。(平成 29 年 9 月以前に締結した委託契約書については、当該契約の更新までの間は、契約変更等をする必要はありません。(自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等によりこれらが含まれることを規定してください。))

○よくあるご質問（廃蛍光管関係）

Q 1 平成 29 年 10 月以降、廃蛍光管の産業廃棄物の種類はどのように変わりますか。

A 1 廃蛍光管の産業廃棄物の種類が、一般的に、「金属くずとガラス陶磁器くずの混合物」であることに変わりはありません。

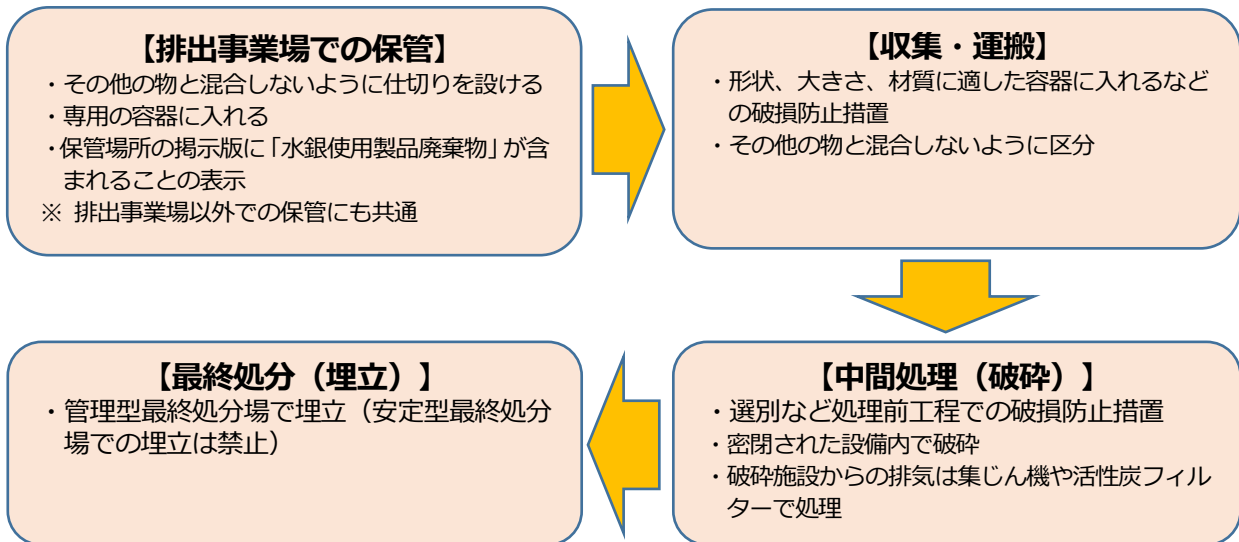
ただし、平成 29 年 10 月以降は、「水銀使用製品産業廃棄物である金属くずとガラス陶磁器くずの混合物」という位置付けになります。(「石綿含有産業廃棄物であるがれき類」と同様の考え方)

Q 2 平成 29 年 10 月以降、廃蛍光管はどのように処理すればよいですか。

A 2 廃蛍光管（蛍光ランプ）は、水銀回収義務のない「水銀使用製品産業廃棄物」に該当します。〔改正概要の 2 参照〕

したがって、一般的な産業廃棄物処理基準に加えて、水銀使用製品産業廃棄物に関する処理基準も満たして処理する必要があります。

追加される処理基準を具体的に例示すると、次のようになります。



処理を委託する場合には、水銀使用製品産業廃棄物を処理基準を満たして処理できる（事業の範囲に含む）産業廃棄物処理業者に委託してください。